



「60才代の従業員が退職し厚生年金の手続きで社保事務所に相談にいったら、お宅は期間が足りないので例え70才まで最長加入しても年金は貰えない…と

言われた。当社で6年程払った保険料は、捨て金だったのか…?」との質問がありました。この方は場合は昔、加入していた期間はありましたが、当時あった脱退手当金(一時金)を貰っていたために、資格期間がパー

せっかく無年金?! いま55才掛けても無年金! 以上の方

になっていたのです。老齢厚生年金の受給は資格期間が25年以上ある事が基本ですが、年齢によって最短15年まで短縮される特例や不足分を任意で加入する制度もあります。しかしこの方はそ

のいずれにも該当せず無年金者になってしまっ

たのです。いま社保庁は、インターネットで自分の加入記録を24時間見れるサービスをしています。是非一度確認して下さい。HPは<http://www.sia.go.jp/>です。

詳しくは当社労係まで



「県の入札参加資格の格付け通知を貰って見たら土木がB級に上がっていた。有り難う!」通知を見て驚いた。建築がAからBに降格だ。経審の評点ではA級の範囲だと聞いていたのに…」と4/25の格付け発表後、悲喜交々の電話が掛かってきました。昇格して喜んで頂けるのは嬉しい事ですが、降格した方はその原因を理解して頂くのが大変です。評点等では希望の級をクリアしていたのに予期せぬ降格に遭遇する原因の

殆どは、前年12/1時点の技術者が減少している事です。重複等で削除されるケースもあります。報道によると、国交省は来年度から経審を見直し、完工高の評点(X1)のウエイトを35%から25%に下げ、元請工事のみ完工高として評価対象

完工高比重 元請の評価 経審の見直し 35%→25%

とする案を発表しました。完工高よりも利益や技術力重視への転換を図る…とのようですが、下請工事の多い地元業者の苦境と悩みは…??



公共工事の入札参加資格に関する経審数値試算と格付け予測は、当事務所・経審担当へ。